

投資信託についてのご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券（株式・債券・リート等）等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。
- 投資信託は組入れ資産の価格の下落（株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因）により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。
- 外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。
- 北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
- 投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書（目論見書）」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。
- お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.85%（消費税込）
- ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限1.2%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
- 信託報酬・・・上限2.2%（消費税込）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。

株式会社北海道銀行（登録金融機関） 北海道財務局長（登金）第1号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会